

世田谷区区民健康村の指定管理者候補者の選定について

付議の要旨

令和9年4月からの世田谷区区民健康村の指定管理者候補者の選定方法について審議し、下記のとおり選定を行っていく。

1. 主旨

世田谷区区民健康村（以下「区民健康村」という。）の指定期間が令和9年3月で終了することから、令和8年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区区民健康村条例（以下「条例」という。）に基づき、令和9年4月からの指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2. 指定管理者制度を適用する施設

名称	位置
世田谷区民健康村 富士山ビレジ	群馬県利根郡川場村大字谷地内
世田谷区民健康村 中野ビレジ	群馬県利根郡川場村大字中野内

3. 指定期間

5年間（令和9年4月1日～令和14年3月31日）

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

条例第16条の指定管理者の指定の手續きに基づき、条例施行規則第11条の規定による選定委員会を設置し選定する。

(2) 選定委員会の所掌事項及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等の審議および指定管理者の候補者の選定に関すること。

選定委員会に係る経過及び結果についての報告書作成および区長へ報告すること。

構成は、学識経験者を含む外部委員4名と、区職員3名とする。

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

株式会社世田谷川場ふるさと公社

## (2) 選定委員会による評価

第1回選定委員会では現指定管理者の評価を実施し、コロナ禍からの施設利用者数の回復や川場村との交流の推進等を実績として評価ができる一方で、現指定管理者が区民健康村施設を宿泊施設としての運営だけでなく、区民の「第二のふるさと」づくりといった区民健康村事業の政策目的を実現できているか評価するための評価項目をしっかりと設定することが必要であるとの指摘があった。次期指定管理者の選定にあたっては区の政策的な視点に即した施設運営や、区直営ではできない独自のアイデアなどの提案を求めていくこととした。

評価分類	評価結果説明
<b>【個別評価】</b>	
1. 施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に従い、設備の保守管理や衛生管理など、適正な維持管理を行っている。</li> </ul>
2. 施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数は着実に増加しており、施設内での接客や食事などきめ細かいサービス提供により、利用者の評価や満足度も高い。</li> <li>移動教室では、学校の希望に応じた「地域・環境学習プログラム」の提供、アレルギーへ配慮した献立作りなど、児童が安心して参加できる環境を整備している。</li> <li>熊等の獣害対策において、区、村、地元猟友会等と連携し、迅速かつ柔軟に対応を行っている。</li> </ul>
3. 事故や緊急時等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種マニュアルを整備し、事件事故発生時の体制の構築や、日常的な施設内の衛生管理に取り組んでいる。</li> <li>感染症対策において、利用者への衛生・安全管理を徹底して行っている。</li> </ul>
4. サービス向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者アンケートや宿泊モニタリング調査を行い、意見・要望に細やかに対応し、運営方法の改善やサービス水準の維持・向上に努めている。</li> </ul>
5. 収支状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的・効率的な予算執行、及び金銭管理が適切に行われており、日々の電気や重油使用量においても、経費の削減に努めている。</li> </ul>
6. 改善の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>区の点検や評価による指導や調整内容等について、適切な改善がなされており評価できる。</li> </ul>
7. 交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流事業では、学識経験者や地元指導者との協議や参加者のニーズを踏まえて、農林業体験や自然体験など川場村の特徴を生かしたプログラムを提供している。</li> <li>「里山自然学校サポーター制度」の活用や、村民との協働作業を増やす等により、交流の幅を広げている。</li> </ul>

<b>【総合評価】</b>
<p>当該施設に関する区の方針を理解し、株式会社世田谷川場ふるさと公社がもつ長年積み重ねたノウハウやネットワークを生かした、利用者の満足度が高い安定した施設運営と、利用者等の安心安全を確保した事業展開がなされており、質の高いきめ細かいサービス提供を行っている。</p> <p>交流事業でも、地元農家や集落と連携したプログラムを展開する一方で、村民との信頼関係も構築しており、区と村の調整役としての役割を十分に担っている。</p> <p>今後も、区民や村民も含めて外部から幅広くアイデアや意見など新たな視点を取り入れることで、区民・村民との交流を一層深め、施設利用者へのサービス向上が期待できる。</p>
<b>【実績評価の反映】</b>
<p>実績評価の反映として、年度評価3年間分の配点数に対する合計点数の割合が80%を超えているため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は5%分を加点する方向とし、最終的には、年度評価4年間分の結果を踏まえて加点を決定する。</p>

## 6. 指定管理者制度導入の理由

区民健康村は、区民の「第二のふるさと」の理念を実現するため、区民の余暇活動や区立小学校の移動教室を実施するとともに、区民と村民の交流の拠点となる施設である。指定管理者制度の導入により、これまで宿泊施設という側面においては、利用料金制を取り入れることで、効率的な経営と利用者ニーズにあった迅速な対応やサービスをしてきた。また、交流施設としては、区と村のコーディネーター役（調整役）として、地域への理解やこれまで蓄積してきたノウハウを發揮しながら、指定管理事業と自主事業を組み合わせることで、区民と村民の一層の交流を深めてきた。以上のことから、区直営よりも効果的な施設管理運営が今後も期待できるため、引き続き指定管理者制度を適用する。

## 7. 選定方法等

### (1) 選定方法

指定管理候補者については、本年3月12日に開催された第1回選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区（施設管理所管課）による評価の結果等を踏まえ、以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することとされた。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

## 【世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインによる特別な事情】

① 「(ウ)「区の政策と連動した重要な役割や専門性等から指定管理者が客観的に特定される場合」に該当する理由

区民健康村は、川場村において区民の余暇活動や区立小学校の移動教室等を実施するとともに、村民との交流を通して区民の「第二のふるさと」づくりを目指し設立された施設であり、区と村が「区民健康村相互協力に関する協定(以下「縁組協定」という)」を締結し相互の理解と協力の下に事業を推進している。

この区民健康村の開設にあたっては、政策目的を実現させ、施設を管理・運営するため、縁組協定に基づき「株式会社世田谷川場ふるさと公社」を区と村が共同して設立し、会社の経営にあたっては区と村が指導、調整を行ってきた。

ふるさと公社は、設立以来40年の長きにわたり、区の方針に基づき川場村や村民と連携しながら区民健康村施設の適切な管理・運営を一貫して行うとともに、地域住民との密接な関係を基盤に、里山自然学校をはじめとした交流事業の企画・運営や、川場産食材を活用した食事の提供など、川場村の特性を生かした事業運営を図っており、区民の余暇活動の充実や区民と村民の交流の推進に寄与してきた。

さらに近年では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い施設の休止により利用者数が大きく減少したものの、現在では利用者数を回復させ、コロナ禍前の水準に戻りつつあり、また、令和7年秋に村内でクマの目撃情報が相次いだ際も村と連携して迅速に安全確保策に取り組むなど、状況の変化に応じて的確に対応を図ってきた。

これらの経緯と実績から、ふるさと公社は区の政策と連動した重要な役割を担い、村との密接な関係性を基盤とした専門性を恒常的に発揮できる事業者であり、本施設の指定管理者として客観的に特定される団体である。

### (2) 選定基準

条例第16条3項に定める選定基準に基づき選定を行う。

- ① 区民健康村に関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。
- ② 区民健康村の効用を最大限に発揮させることができること。
- ③ 区民健康村の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

### 8. 今後のスケジュール(予定)

令和8年4月	区民生活常任委員会報告(選定)
5月～	選定期間
9月	区民生活常任委員会報告(選定結果)
	区議会第三回定例会
令和9年4月	次期指定管理者による管理開始

## 令和7年度 世田谷区区民健康村指定管理者選定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
外部委員	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科 教授
	沼尾 波子	東洋大学 国際学部 国際地域学科 教授
	佐野 岳	令和7年度世田谷区立小学校PTA連合協議会会長
	関 真一	川場村商工会 会長
内部委員	玉野 宏一	教育政策・生涯学習部長
	中西 成之	環境政策部長
	柳澤 純	北沢総合支所長

## 令和8年度 世田谷区区民健康村指定管理者選定委員会委員名簿（予定）

区分	氏名	役職等
外部委員	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科 教授
	沼尾 波子	東洋大学 国際学部 国際地域学科 教授
	佐野 岳	令和7年度世田谷区立小学校PTA連合協議会会長
	関 真一	川場村商工会 会長
内部委員	菅井 英樹	教育政策・生涯学習部長
	秋山 武徳	環境政策部長
	柳澤 純	北沢総合支所長